



# 太陽光発電の売電収入は 税金の申告が必要です

20万以下  
でも申告は  
必要です



売電して得た収入は課税の対象です。  
売電期間が終了するまでは申告をしてください。

## 申告の義務

太陽光発電で得た売電収入は所得として申告する義務があります。一般的に自宅の屋根に太陽光発電パネルがある場合は「雑所得」に分類されます。事業にしている方や賃貸物件の屋根に載せた場合はそれぞれ「営業所得」「不動産所得」として申告します。

売電収入から必要経費を差し引いた所得金額が20万円を超えた場合、所得税の確定申告をする義務があります。別の理由で確定申告をする義務がある方は、金額に関係なく太陽光発電分も含めて申告します。

また、20万円を超えなくても市・県民税の申告をする義務がありますので、**いずれにしても毎年申告が必要です。**

なお、太陽光発電の所得金額が赤字になった場合は、申告する必要はありませんが、他の雑所得があれば合算することで得になる場合があります。

### ▼まとめ▼

- 雑所得などで毎年申告する必要あり
- 経費差引後20万円を超えるかどうか
- 20万円を超えたら所得税の確定申告提出。超えなかったら市・県民税の申告書提出。

## 申告方法と時期

毎年3月15日までに、前年分の太陽光発電に関する所得をまとめて、他の所得と一緒に所得税の確定申告書あるいは市・県民税の申告書を税務署または市役所税務課へ提出します。年末調整ではできませんのでご注意ください。

申告書へ太陽光発電に関する書類の添付義務はありませんが、照会する場合があるので**資料は5年間保存**してください。

申告書は例年2月以降市役所税務課窓口にて用意してあります。また、所得税の確定申告書を提出する方は国税庁ホームページで作成することができます。

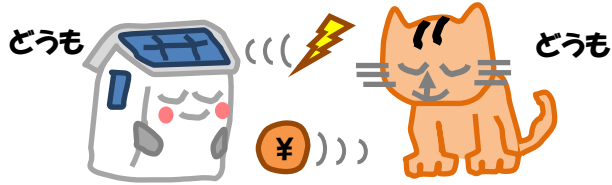
なお、申告しないと10万円以下の過料が科される場合や、加算税が徴収される場合がありますので、**ご注意ください。**

### ▼まとめ▼

- 毎年3月15日が申告期限
- 自分で申告書を作成して提出
- 資料は5年保存



# 収入と必要経費



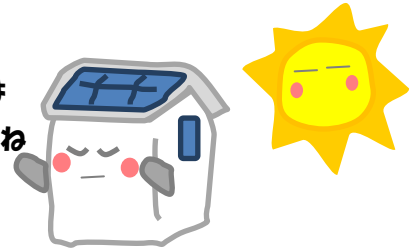
## 【収入金額】…売電した金額

1 / 1 から 12 / 31 の期間で、実際に入金された金額を申告します。例えば、12 月発電が 1 月に入金された場合、1 月の収入です。

売電金額は、毎月電力会社から届くハガキに金額が記載されていますので、年間分を合計します。合計する際は消費税相当額も含めます。

ハガキを紛失した場合は、振込口座の通帳でも確認できます。また、最近はWEBで確認できるサービス（カテエネなど）もあります。

タダで売電は  
できないからね



## 【必要経費】…発電に直接必要な費用

代表的な経費を紹介します。この他にも経費として認められるものもありますので、具体的な事例がありましたら、ご相談ください。

### ●「利子」

ローンを組んで発電設備を設置した場合、返済金のうち、利息分が経費になります。

なお、住宅と一体でローンを組んだ場合、住宅分を含めることはできませんので、借入額を住宅分と太陽光発電分から差し引く必要があります。

### ●「電気料」

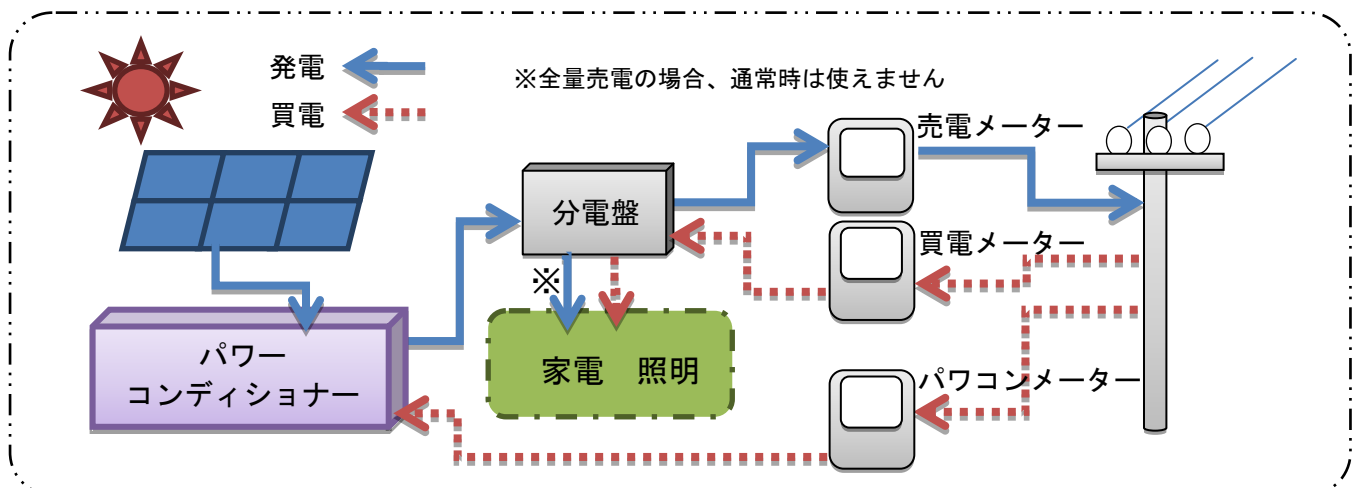
発電した電気を売電するための機械（パワーコンディショナー）の電気代は必要経費になります。自宅消費分の電気料は含めませんので、ご注意ください。

### ●「減価償却」

太陽光発電設備の本体及び設置費用は 17 年間に分けて必要経費に入れます。月割で計算するので、1 月設置以外の方は設置初年度の計算にご注意ください。

なお、余剰売電（発電分を自宅用にも使う形式）の場合は、使用割合を算出する必要がありますので、右記の「余剰売電の減価償却」を参考にしてください。

また、市町村や都道府県から太陽光発電補助金を受取った場合は、忘れずに設置費用から差し引いてください。



## 余剰売電の減価償却

太陽光発電に限らず、減価償却費を計算する場合、どれだけ専用で使うか使用割合を算出します。太陽光発電の場合は、発電量に占める売電分が使用割合となります。つまり、全量売電の場合は100%となりますが、余剰売電の場合は発電量のうち余剰分が使用割合になります。

言い換えれば自宅で消費した太陽光発電分は差し引かなければなりません。発電設備はすべて売電のためにありますか？ということなのです。

余剰売電における使用割合を算出するためには、自家消費分を確定しなければなりません。参考としていくつか方法をあげましたので計算してみてください。

- 発電モニターで総発電量と売電量を調べて割合を計算。
- 設置業者から提供された発電シミュレーション資料を確認。
- 設置前後の年間使用電力量の差を自家消費分とみなし、総発電量からあん分。

いずれの方法も金額ではなく、電力量 (kwh) で計算してください。金額で計算してしまうと、売電単価と使用電力単価が異なるので、不正確な割合になってしまいます。

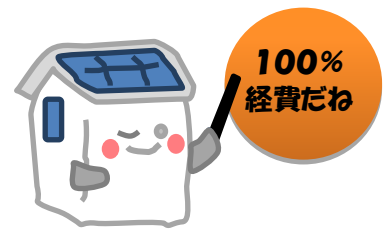
## 全量売電と余剰売電

太陽光発電設備で発電した電気を、すべて電力会社に売る契約をしているのが「全量売電」です。発電分をまず自宅で使用し、残りを売る契約は「余剰売電」です。設備設置後は変更できないので、途中で変わることはありません。

どちらかわからない場合は、電力会社との書類や契約書などで確認してください。

### 全量売電

100%売電  
しているんだから

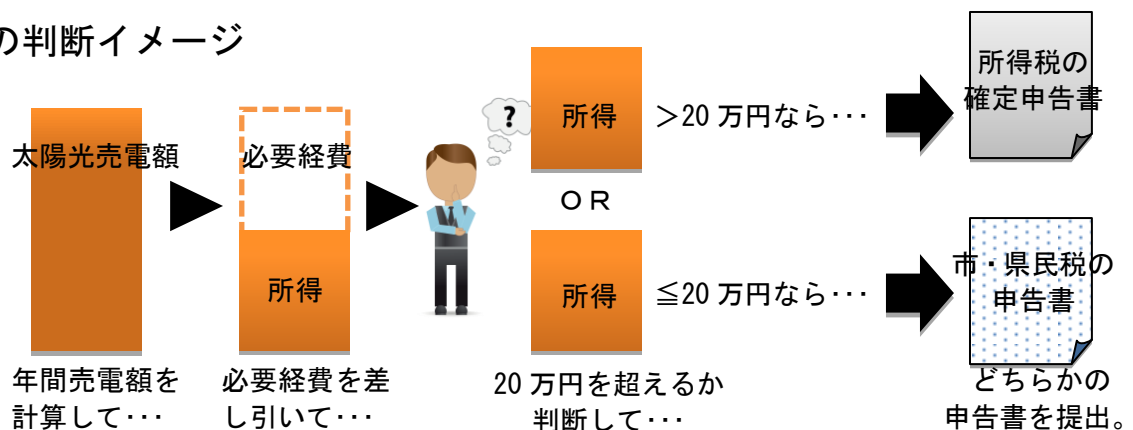


### 余剰売電

自分でも  
使う分があるから



### 申告の判断イメージ



## 太陽光発電の所得を計算してみましょう(計算)



### 売電金額

入金日	発電量(kwh)	売電金額(税込)
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
/	Kwh	, 円
合計	Kwh	①, 円

### パワーコンディショナー電気料

支払日	電気料(税込)
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
/	, 円
合計	②, 円

### 発電設備の減価償却

<基礎数値>

設置年月日	年	月
設置費用	A	円
今年の使用月数	B	か月
補助金	C	円
使用割合	D	% (全量売電は100%)
償却率	0.059	

<減価償却の計算>

A - C	E	円
E × 0.059 (小数点切上げ)	F	円
F × 今年の使用月数 / 12 月	G	円
G × D	③	円
未償却残高 E - G	H	円

※Hは毎年Gの分だけ減っていきます。

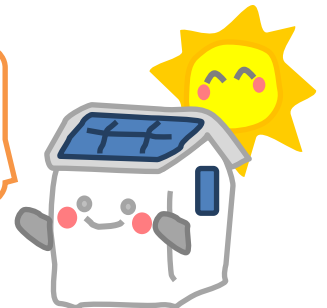
最終的にHが1円になると減価償却は終了します。

### 太陽光発電の所得計算

収入	①の数値	ア	円
経費	②の数値		円
	③の数値		円
	その他経費		円
	小計	イ	円
所得	(①-②-③)	ウ	円

申告書には、ア⇒「収入額」、イ⇒「必要経費」、ウ⇒「所得額」に転記しましょう。

減価償却さえ  
わかれば  
簡単だね



※この計算は、一般的な「住宅の屋根に太陽光パネルが設置されている」ケースを想定しています。  
営業所得や不動産所得で申告する方は、収支内訳書を作成して添付する必要があります。

お問い合わせ先 須坂市役所 税務課 市民税係 長野税務署  
026-245-1400 (代表) 内線 3126~3128 026-234-0111 (代表)  
026-248-9001 (課専用)